

令和元事業年度業務実績報告

【第4期中期目標期間】平成30年度～令和4年度

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月 31日



独立行政法人空港周辺整備機構

＜中期目標の冒頭＞

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成15年10月1日に、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から4年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

＜中期計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

＜平成31年度計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 業務の電子化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 26
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 28
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 32
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 33
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 適切な内部統制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進・・・・・・・・ 40
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・ 43
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 50
 - (5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 52

(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・定期巡回による全施設月1回の点検実施
(平成28年度実績 全施設月1回の点検実施)
- ・全貸借人との情報交換のための面談 年1回以上
(平成28年度実績 一部貸借人と面談)

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上)

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設について、貸借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。

ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設については大規模修繕を計画的に行っていくなど維持管理を適切に実施する。

ハ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設貸借人と情報交換や面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努める。

(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上)



当該年度における取組

＜老朽化の著しい施設の適切な保全＞

取組内容	成果、効果
◎ 平成28年熊本地震を契機に行った建物調査で、安全性に問題があると判明した3施設について、老朽化の進行が著しく耐震補修が困難で、法定耐用年数も経過していたこと。また、賃借人との協議で建替が不可能であったことから、平成29年3月、当該賃借人に対し、立退き要請を行い、以降、立退き料、明渡し日、原状回復などの立退き条件について、賃借人と交渉を進め、平成31年4月に当該3施設のうち2施設について、解約合意書の締結に至った。 残り1施設については、経営上の理由で解約合意に至らなかったが、賃借人との面談や希望移転先についての情報提供、また、賃貸借契約の更新期間を3年から1年に短縮するなど早期解決に向けた環境作りを行った。	◎ 懸案であった立退きについて、賃借人との交渉を積み重ねた結果、機構が考える条件での合意に至った。特に立退き料については、賃借人が提示した金額と機構が算定した金額との乖離が大きかったことから交渉が難航すると懸念されたが、これまでに行ってきた面談等により、賃借人と良好な関係を築けていたことから、特に問題が発生することなく解決できた。 合意書締結後は、事務処理を迅速に進め、早期（令和元年6月）に明渡しが完了したことから、自然災害発生時の建物倒壊などによる賃借人の安全面のリスクを回避することができた。 立退き交渉は、機構において初めてのことで、賃借人への対応のみならず、弁護士や関係機関との調整も含め、今後の業務運営に資するものとなった。

老朽化した施設の状況





当該年度における取組

＜騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保＞

取組内容	成果、効果
○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。 定期巡回の際には、外観の目視点検だけではなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 ○ 施設の改修・修繕状況について、改修計画を定め計画的に実施したもの、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所を緊急的に修繕したもの、合わせて23件実施した。 なお、改修計画は、大井地区の大型施設について、「大井地区騒音斉合施設改修計画」を作成している。 （大型施設における主な改修・修繕工事） ・ 大井その1（商業施設）では、漏水対応及び給水ポンプの修繕、従業員便所の修繕、アスファルト舗装の修繕など11件を実施。 ・ 大井その2（商業施設）では、通行に障害のあった樹木の撤去1件を実施。 ・ 大井その3（商業施設）では、改修計画に基づく屋上防水の改修など2件を実施。	○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができた。また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。 ○ 大型施設については、改修計画を策定し、定期的に改修を行うことで、資産価値の維持を図ることができた。 そのほか、大井その1（商業施設）で発生した漏水及び給水ポンプの故障では、営業に支障をきたすとの連絡を受けてから、直ちに処理したことで、賃借人及び地域住民に不便をかけない対応ができた。このことは、普段から賃借人との良好なコミュニケーションを図ってきたことが活かされた。

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

（令和2年3月末現在）

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和元年度	33件	全施設月1回の点検実施（年12回）	・ 全施設月1回の点検実施 12回 ・ 台風の通過後等の緊急点検実施 5回	100%

当該年度における取組

＜事業の継続性の確保＞

取組内容	成果、効果
○ 全賃借人（29者）との面談を実施し、良好な関係を築いた。調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況について把握に努めた。	○ 賃借人との面談及び調査機関等からの資料を分析することにより、詳細に賃借人の経営状況を把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。
○ 貸付料の延滞が発生した都度、速やかに面談等を行い状況確認をした。	○ 貸付料の延滞について、速やかに賃借人に連絡をし、延滞理由を確認した上で納入を促したことにより、速やかな納入が行われ、収益性の確保に努めることができた。 なお、令和2年3月末時点で貸付料の延滞はない。
◎ 国有財産使用料が改定されたことに伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人3者に対し、丁寧かつ迅速に増額交渉を行った結果、3者とも増額の承諾が得られ、変更契約を締結することができた。	◎ 賃貸料の増額交渉では、賃借人を説得する必要があるが、交渉が難航する場合もあるが、賃借人に対し懇切丁寧に説明を行い、理解を求めた結果、賃借人の合意を得ることができ、収益性の確保に努めることができた。
◎ 大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の再編に伴う賃借人の地位承継について、令和2年1月に申し出があった。賃借人からは同年3月までに手続きを終えたいとの希望があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えることができた。	◎ 地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大井地区の重要性について理解を求めたり、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。

【指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

（令和2年3月末現在）

年度	賃借人	指標	実績	達成率
令和元年度	29者	全賃借人との面談等 年1回以上	・経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 29者（延べ106回 1者あたり1～22回）	100%



当該年度における取組

＜事務処理の効率化への取組＞

取組内容	成果、効果
○ 貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）で当該情報の共有を図った。	○ 貸付物件一覧表、修繕台帳などのデータベース（電子資料）を各職種間で共有化し、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

（令和2年3月末現在）

年 度	保有施設	うち空き施設 (年度末現在)	事業収入（A）		業務支出（B）		収支率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成29年度	35件	0件	613,191,588円	100%	436,878,579円	81,767,257円	84.6%
平成30年度	34件	0件	606,152,688円	100%	506,270,394円	78,699,838円	96.5%
令和元年度	33件	1件	606,895,188円	100%	479,303,643円	78,044,360円	91.8%

（注）空き施設1件は、立ち退き済で、今後原状回復のため建物を解体し国有地は国に返還する予定

- ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を含む）
- ・業務支出：固有事業勘定のすべて

(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
(平成28年度実績 60日)

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から 交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。

ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)



当該年度における取組

＜国及び関係自治体との緊密な連携＞

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（平成31年4月19日）を開催し、事業の概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行った。また、出席者名簿については、関係者間の連携を深めるため出席者で共有した。	○ 毎年度継続して、事業の概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことができた。 また、出席者名簿を配布することで、関係自治体間でも住宅騒音対策事業の担当部署、担当者を把握することができるようになった。
○ 4月、5月には大阪局、本省へ赴き予算概算要求ヒアリングを受けた。また、7月には住宅騒音防止対策事業の事業成果検査のため本省及び大阪局が来福、検査事項について説明を行った。	○ 実際に顔を合わせることで、ヒアリングや検査のみならず、必要な関連情報の提供、共有を図ることができた。
○ 住宅防音工事の実施においては、予定していた1件が入札不調となったが、工事内容等を見直し、国との調整を行った結果、建築工事と空調工事を分割して発注することで、工事を完了することができた。	○ 住宅防音工事は制度に基づいて実施する必要がある中、連絡、確認を随時行うことで、通常とは異なる状況の中でも適切に事業を実施できた。
○ 8月に「連絡協議会」を開催し、国、関係自治体と情報共有を図った。例年3月にも開催していたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として書面開催とした。	○ 「連絡協議会」を開催することで、関係自治体に対しても機構の課題や現状を共有することができた。



当該年度における取組

<積極的な事業制度の周知>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、チラシの掲示を依頼した。	○ 共同利用会館を配布場所として加えることにより、これまでの配布場所から遠方に居住していた住民にも、パンフレットの入手が容易となった。さらに、共同利用会館にチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。
○ 福岡市東区、博多区、大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。福岡市東区、博多区については、5月、7月、11月の年3回、大野城市は5月、11月の年2回であったが、大野城市についても、7月を加え年3回とした。	○ 広報誌を見た住民からの問合せは37件であったが、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報紙の情報ということで一定の成果はあった。
○ 平成15年度、平成18年度に更新工事①及び①(告示日後)を実施した住宅で、次の更新工事を行っていない住宅88軒に対し、チラシを郵送した。	○ チラシの郵送を行った住民からの問合せは11件であった。チラシを郵送する際には、自治体広報誌の発行時期と合わせ、相乗効果が出るように行ったことで、一定の成果はあった。
○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談の件数は1104件(機構から申請者へ連絡した134件を含む)で、その内の苦情は13件である。相談案件については、迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。	○ 相談件数から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図っていきたい。

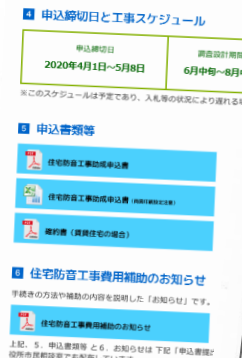
当該年度における取組

＜事務処理効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮＞

取組内容	成果、効果
○ 工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問い合わせや関係自治体からの相談等に対して迅速に対応できるようにしている。 ○ 申込者へ配付する書類について、申込書のほか配付資料が多く難解との声があることから、より分かりやすくするため、随時改善を行っており、今年度は「空調機器更新補助の手引き」に「よくあるご質問」を追加、「手続きの流れ」に申込から審査結果通知までの期間を追加した。また、ホームページからダウンロードできる書類にエクセル版の申込書（防音工事・更新工事）を追加した。 ○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付後に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。また、複数の職員で事務処理が行えるよう、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの処理状況を共有することにより、業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。	○ 事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。 ○ 申請者が理解しやすい内容に改善することで、サービスレベルの向上が図られた。改善により申込書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化が図られ処理期間の短縮に繋がった。 ○ 申請が不備の場合、修正箇所を分かりやすく説明した資料を返送することで、申請者の負担軽減が図られるとともに申請書修正作業の時間短縮が可能となったことから、事務処理の効率化が図られた。また、進捗表の利用で、処理状況の共有が可能となったことから、申請数168件全てで60日以内に交付決定が行われ、かつ平均処理日数も大幅に目標日数を下回る27.8日となりさらなる短縮につながった。



【手引き】



【ホームページ】





当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内】(令和2年3月末現在)

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定までの日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	52件	65台	51日	27.3日	100%
更新工事① (告示日後)	7件	10台	44日	25.1日	100%
更新工事②	99件	129台	57日	28.1日	100%
更新工事② (告示日後)	4件	7台	49日	25.3日	100%
更新工事③	6件	7台	45日	32.1日	100%
合 計	168件	218台	57日	27.8日	100%

<事業実施/予算執行状況> (令和2年3月末現在)

区 分	予 算		実 績			予算残額(千円)	執行率(%)
	件数・台数	金額(千円)	審査結果通知	交付決定 件数・台数	金額(千円)		
防音工事 (未実施)	1件	3,179	0件	0件	0	3,179	0
防音工事 (告示日後)	1件	3,237	0件	1件	5,401	-2,164	166.9
更新工事①	135台	13,232	52件	65台	5,709	7,523	43.1
更新工事① (告示日後)	15台	1,383	7件	10台	903	480	65.3
更新工事②	149台	13,732	99件	129台	12,243	1,489	89.2
更新工事② (告示日後)	4台	346	4件	7台	754	-408	217.9
更新工事③	9台	777	6件	7台	496	281	63.8
事務費		11,607			9,554	2,053	82.3
合 計		47,493	168件		35,059	12,433	73.8

(注) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内
(平成28年度実績 270日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図ると共に、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。

ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施すると共に、申請、境界画定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)



当該年度における取組

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 繰越等を除いた5件の契約を行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。	○ 申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め5件の契約を完了した。これにより空港周辺住民の生活環境の改善を図ることができた。
○ 移転計画が円滑に進むよう、申請者毎に作成した個別スケジュール表及び実施者全員を網羅する全体スケジュール表を作成・活用し、測量、建物等調査、不動産鑑定 of スケジュール管理及び申請者との調整を行い、契約締結までの日数短縮を図った。	○ 申請者毎のスケジュール表を作成し、申請者と進捗状況を確認、調整しながら移転計画を進め、測量等調査開始から契約締結までの日数を270日以内に行うことができた。
○ 複数の物件の測量、建物等調査をとりまとめて発注した。	○ 測量、建物等調査をとりまとめて発注することにより事務の効率化を図った。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内】

	実績件数	原則270日以内※	例外物件	達成率	備考
令和元年度	5件	5件	0件	100%	例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件

※なお、実績件数5件についての平均処理日数は181.0日であった。

＜事業実施/予算執行状況＞

(令和2年3月末現在)

契 約 区 分		予算			実績			不用額 (千円)	執行率 (%)
		件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)	件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)		
現 年	土地の買い入れ	5	2,802.43	920,331	5	2,864.70	856,399	63,932	93.1%
	うち建物等の移転補償	3			3				
翌年度へ繰越		—	—	—	—	—	—		
移転補償事業計		5	2,802.43	920,331	5	2,864.70	856,399	63,932	93.1%

(注1) 面積は土地取得分のみの表記。
(注2) 現年の予算金額は、前年度からの繰越額(505,923千円)を含む。
(注3) 現年の実績金額は、前年度からの明許繰越分及び翌償精算分を含む。
(注4) 翌年度へ繰越予定は無し。借家人実績は無し。

＜広報等の実施及び各種相談への対応＞

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる期間が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布し事業の広報に努めた。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌を見た方からの問い合わせがあり、広報による効果が見られた。なお、令和元年度における移転補償事業の可否に関する照会は29件であり、全て適切に回答済みである。
○ 移転補償にかかる各種相談(申請、境界確定、建物撤去など)について、迅速かつ適切な対応を行うとともに、申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料(移転補償の「しおり」)を見直した。	○ 移転補償の「しおり」に添付される標準スケジュール様式をより分かり易い形へと見直した。これらにより移転補償事業への理解促進を図り、円滑に事業を実施することができた。

(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 買収済みの土地約0.1haについて造成・植栽を実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

当該年度における取組

<事業の着実な実施>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha（913㎡）の造成・植栽を100%着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

（注）福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。

<事業実施/予算執行状況>

（令和2年3月末現在）

区 分	予 算			実 績			予算残額 （千円）	執行率 （％）	備 考
	件数	面積（ha）	金額（千円）	件数	面積（ha）	金額（千円）			
緑地造成事業	1	0.1	30,797	1	0.1	13,700	17,097	44.5	整備面積執行率 100%

（予算残額の主な理由）

年度計画の整備予定面積約0.1haについては100%着実に執行しているが、予算執行率が44.5%となった理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。

なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおり履行されることを確認している。



当該年度における取組

＜事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理＞

取組内容	成果、効果
○ 地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。	○ 調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。
○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 設計図書の品質を確保するとともに、発注者と受注者が設計の進捗状況を共有することで、測量設計業務を、確実かつ効率的に執行することができた。

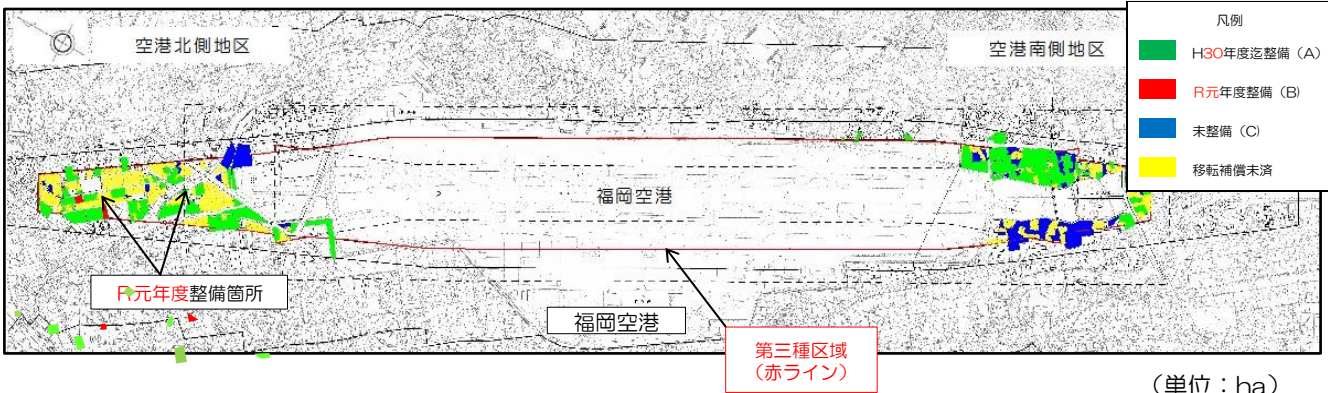
○緑地造成事業年間実施状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整	◎事業説明			←→		設計協議		◎工事説明				完成報告◎
空港事務所調整				←→		設計協議		◎工事説明				完成報告◎
緑地造成事業	◎事業説明			←→	測量設計業務			←→	緑地造成工事			

(注) 1マスが約1週間

【 参 考 】
緑地造成事業箇所図

(令和2年3月末現在)



(単位：ha)

移転補償跡地 面積 (Q)※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和元年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	平成30年度迄 (A)	令和元年度 (B)			
27.26	18.93	0.09	19.02	69.8%	8.24

※ 移転補償跡地面積 (Q)は、平成30年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

当該年度における取組

＜国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整＞

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、機械、建築職員が課の垣根を越えて兼務することにより、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスをを行う等、専門職種が有機的な連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。
- 幅広い人材確保に向けて、女性登用を進めており、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）等を踏まえ、「独立行政法人空港周辺整備機構 女性の活躍推進に係る行動指針」に基づく、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施するとともに、女性、育児・介護に携わる全職員が活躍できる職場環境の整備に向けて取り組んだ。

＜外部講師等による研修の実施＞

- 以下のとおり研修を実施し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

また、外部機関が開催している研修（31研修）へも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

No	研 修 名	期 間
1	内部監査セミナー	2019/7/23
2	令和元年度第3回NISC勉強会	2019/9/24～9/25
3	職場における様々なハラスメント及びワーク・ライフ・バランスに関する研修	2019/10/4
4	安全運転研修	2019/10/29
5	人権等に関する研修	2019/11/11
6	コンプライアンス研修	2020/1/21

[e-ラーニング研修（2）]

No	研 修 名	期 間
1	公文書管理研修	2019/6/5～2020/3/31（随時）
2	情報セキュリティ研修	2019/9月～2019/12月

[内部研修（2）]

No	研 修 名	期 間
1	新規採用（出向）転入者研修	2019/5/20～5/21
2	新規採用（出向）転入者研修（途中採用者）	2019/8/22、2019/11/11

[外部研修への派遣（31）]

No	研 修 名	期 間
1	平成31年度人事担当課長講習会	2019/4/22～4/23
2	健康管理委員説明会・算定基礎届事務説明会	2019/5/23
3	第18回福岡ICTイノベーション研究会	2019/5/24
4	企業会計〔基礎〕研修	2019/6/3～6/7

当該年度における取組

No	研 修 名	期 間
5	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修	2019/6/14
6	中堅係長（I期）研修	2019/6/25～6/28
7	平成31年度用地職員普通課程研修	2019/7/1～7/5
8	令和元年度第1回「福岡100」プロジェクトチーム会議関連研修会	2019/7/4
9	令和元年度CSIRT研修（基礎知識編）	2019/7/8
10	実践的サイバー防御演習CYDER研修	2019/7/17
11	内部監査セミナー	2019/7/23
12	総括主任研修	2019/8/1、8/22
13	職場体験研修	2019/8/26、9/8
14	官公署等対象の労働者派遣と請負・業務委託に関するセミナー	2019/9/4
15	MJSシステム（給与システム）研修会	2019/9/6
16	地方総務課長等講習会	2019/9/19～9/20
17	令和元年度 第3回NISC勉強会	2019/9/24～9/25
18	航空行政研修	2019/10/7～10/11
19	第44回空港環境対策担当者研修	2019/10/24～10/25
20	独法等向けCSIRT研修会（第4回）	2019/10/29
21	新任地方機関課長級（Ⅲ期）研修	2019/11/5～11/8
22	令和元年度九州地区行政管理・評価セミナー	2019/11/6
23	令和元年度基本研修「主任昇任」	2019/11/6～11/8
24	令和元年度技術研修	2019/11/7
25	人材が集まる「働き方改革」	2019/11/8
26	「パートタイム/有期雇用労働法」改正セミナー	2019/11/18
27	サステナブルセミナー ～サイバーセキュリティ経営の実践～	2019/11/28
28	企業会計〔応用〕研修	2019/12/2～12/6
29	実践的サイバー防御演習「CYDER」中級コース	2019/12/13
30	公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会	2019/12/19
31	政策評価に関する統一研修	2020/1/29

当該年度における取組

<効率的な知識、情報及び技術の承継実施>

- 新たに配属された職員を対象に、新規採用者研修（令和元年5月20・21日、令和元年8月22日、令和元年10月8日）を実施した。
- イン트라ネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。また、外部研修等で入手した公文書管理等のeラーニング資料を掲載している。
業務資料として、最新版の業務フロー・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。
- 受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法の全面施行を前に、職場における喫煙に対する正しい理解と認識を深めるため、令和2年3月17日に受動喫煙に対する取組について、ポスター・リーフレットによる啓発活動を行った。



2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組みも含む）

- 令和元年度予算については、引き続き事務処理の効率化等を図ることで、経費の抑制に努めた。
なお、事業費全体としては、移転補償事業において案件の申し込みが減少したことから、第3期中期最終年度（平成29年度）比で30.9%減少した。

第4期中期目標期間における事業費の推移

（単位：百万円）

事業名/年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	-	1,957	-	2,034	-	-
再開発整備	419	412	412	414	413	390	-	385	-	407	-	-
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	-	53	-	53	-	-
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	-	1,450	-	1,508	-	-
緑地造成	68	36	36	48	31	66	-	62	-	60	-	-
業務外支出	85	82	82	81	78	45	-	6	-	6	-	-

対29年度比(増減割合)	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	-	▲9.3%	-	▲5.7%	-
--------------	-------	-------	--------	--------	--------	---	-------	---	-------	---

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

事業費の執行率

- 当該年度における各事業の執行率は以下のとおり。（単位：千円）

事業名/年度	令和元年度		
	計画額	実績額	執行率
再開発整備事業	413,427	366,751	88.7%
住宅騒音防止対策事業	47,493	35,059	73.8%
移転補償事業	919,733	856,399	93.1%
緑地造成事業	30,797	13,700	44.5%
業務外支出	78,063	78,044	100%
合 計	1,489,513	1,349,954	90.6%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

- 経費節減効果としては、引き続き一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約90百万円の節減を図ることができた。

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組みも含む）

- 令和元年度予算については、引き続き事務諸費等の節減による経費の抑制に努めたことで、第3期中期最終年度（平成29年度）比で4.9%削減した。

第4期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	78	72	－	76	－	69	－
物件費	82	74	74	77	78	72	－	76	－	69	－

対29年度比（増減割合）	▲9.2%	▲9.2%	▲6.0%	▲4.9%	▲11.2%	－	▲6.8%	－	▲15.7%	－
--------------	-------	-------	-------	-------	--------	---	-------	---	--------	---

（注）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

一般管理費の執行率

- 当該年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。（単位：千円）

事業名／年度	令和元年度		
	計画額	実績額	執行率
物件費	77,589	64,663	83.3%
合 計	77,589	64,663	83.3%

- 一般管理費全体での不用額は約12百万円となっている。
- 経費の節減については、事務室の一部返還、室温管理の徹底等による事務諸費の節減及びパック旅行の推進による旅費の節減等を行った。

(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達の合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成27年5月25日）に基づき、令和元年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。
- 令和元年6月に「契約監視委員会」を開催し、平成30年度の契約実績、一般競争入札に附した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けたが、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、平成30年度通年と令和元年度に締結した契約の状況

契約区分	平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.6%) 12件	(88.2%) 107,749	(76.9%) 10件	(87.5%) 82,924
企画競争・公募	(17.6%) 3件	(5.2%) 6,411	(7.7%) 1件	(4.4%) 4,180
競争性のある契約 (小計)	(88.2%) 15件	(93.4%) 114,160	(84.6%) 11件	(91.9%) 87,104
競争性のない 随意契約	(11.8%) 2件	(6.6%) 8,065	(15.4%) 2件	(8.1%) 7,713
合計	(100.0%) 17件	(100.0%) 122,225	(100.0%) 13件	(100.0%) 94,817

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和元年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ①事務所共益費（水道・ガス料金） ②事務所電気代

3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
② 仕様書等の見直し
③ 入札参加要件の緩和

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成30年度	1件 / 15件	6.7%
令和元年度	1件 / 11件	9.1%

(注) 令和元年度の1件は平成30年度の1件と同一案件（2ヵ年契約案件）。



当該年度における取組

4. 令和元年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ<3件以上>

移転補償事業のネットフェンス等設置工事、建物調査業務及び地積測量図作製等業務の施工箇所については、発注時期を勘案した上で、複数に点在していても関係者にとって不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。

主なものとして、ネットフェンス等設置工事においては、7箇所の工事を取りまとめて入札することで、入札参加者は5名、予定価格14,885千円に対し落札価格8,118千円（落札率54.5%）となるなど、入札参加意欲の向上や経費節減を図ることができた。

建物調査業務においては、3箇所の調査を取りまとめて入札することで、入札参加者17名、予定価格4,653千円に対し落札価格2,140千円（落札率46.0%）となるなど、入札参加意欲の向上や経費節減を図ることができた。

地積測量図作製等業務においては、6箇所の調査を取りまとめて入札することで、入札参加者5名、予定価格4,483千円に対し落札価格1,760千円（落札率39.3%）となるなど、入札参加意欲の向上や経費節減を図ることができた。

このような取組の結果、全体の取りまとめ件数は、目標3件以上に対し、実績5件となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し<入札参加資格要件(ランク)の緩和3件以上>

一般競争入札については、仕様書において対象となる業務内容を可能な限り具体的に記載し、入札及び契約事項審査会による事前点検を行うことで入札案件における競争性、公平性、透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで競争性の確保に取り組んだ。

主なものとして、社領三丁目一号工場解体及び原状回復工事においては、入札参加資格C等級相当であったが、競争性を高めるため、B等級も加えて入札したところ、入札参加2者は全てB等級であり、競争性を確保することができた。

社領三丁目二号作業所土壤汚染状況調査業務においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、A等級も加えて入札したところ、入札参加4者のうちA等級は3者で、競争性を確保することができた。

当機構事務室のレイアウト変更等作業においては、入札参加資格D等級相当であったが、競争性を高めるため、C等級も加えて入札したところ、入札参加者2者は全てC等級であり、競争性を確保することができた。

このような取組の結果、全体の取りまとめ件数は、目標3件以上に対し、実績8件となった。

(3) その他<物件費の削減>

物件費については、事務所維持費が減少したことなどから、対前年度で0.3%減少した。

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件100%点検>

当機構は、入札案件、少額随契を除いた随意契約案件ごとに「入札及び契約事項審査会」を開催することとし、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築している。

なお、当該年度においては、少額随契以外の新規の随意契約は発生していない。

当該年度における取組

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加>

当機構は、理事長を委員長とする内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施している外、リスク管理委員会を設置し、業務ごとに内在するコンプライアンスに関するリスク因子を事前に把握している。各委員会は年3回開催され、コンプライアンスに関する不祥事件の発生を未然に防止する体制を構築している。

具体的な対応について、コンプライアンス委員会においては、他の行政機関で起きたコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンスのセルフチェック、外部講師による研修の実施をすることで不祥事件発生の未然防止に取り組んだ。

また、リスク管理委員会においては、監事監査の提案を受けて発注者綱紀保持要領を改正し、当該改正内容をリスク管理表及び業務フロー図に反映することで、不祥事件発生リスクの低減に取り組んだ。

このような取組の結果、職員の外部研修へ1回以上参加を外部講師による研修に変更しているものの、評価指標に掲げる目標は概ね達成した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検（令和元年6月11日開催）

- 平成30年度分については、令和元年6月に外部委員を含む契約監視委員会を委員長（常勤監事）が招集し、この委員会に対して理事長が定める「契約監視委員会設置要領」（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件）に該当する案件について報告したほか、「調達等合理化計画」の策定及び自己評価について点検を受けたが、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなかった。
- 契約監視委員会における点検の結果については、令和元年6月下旬に当機構ホームページに公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的にチェックを受けている。
- 令和元年度における監事監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長に対して報告がなされている。

《参考》機構の入札・契約情報HPページ

<https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>

(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、平成26年度4月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

平成25年度より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、令和元年度においては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行い、取組状況を令和2年6月に公表した。

なお、当機構の対国家公務員指数の令和元年度実績は98.5であり、国家公務員とほぼ同水準になっている。

【参 考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対国家公務員指数	101.5	100.6	100.9	99.6	101.5	98.5

<国家公務員の給与に準じた運用>

○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、給与規程の改正を実施。

・官民格差等に基づく給与水準改定

1. 俸給等の引き上げ

①30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について俸給表水準引上げ ※実施時期：平成31年4月1日

②ボーナス4.45月分→4.5月分に引上げ ※実施時期：令和元年12月19日

2. 住居手当の改定

①手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円 引上げ（12,000円→16,000円）

②手当支給額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）※実施時期：①②とも令和2年4月1日

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

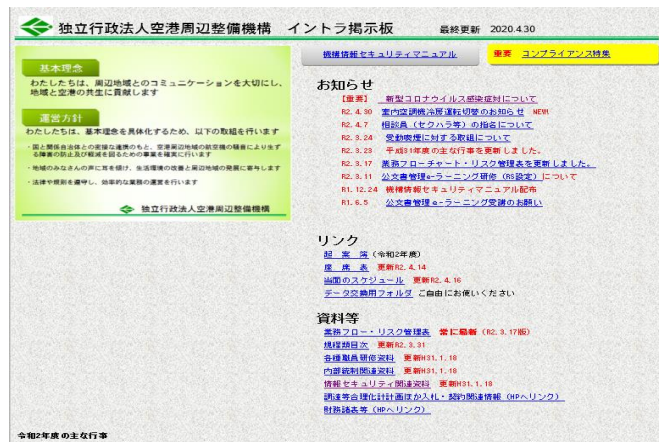
※ ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われている。

当該年度における取組

＜業務の電子化及びシステムの最適化＞

- 再開発整備事業について、貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）で当該情報の共有を図ることにより、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問い合わせや関係自治体からの相談等に対して迅速に対応したことにより、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。
- 全職員共有の機構内イントラ掲示板にて、機構の全体スケジュールや業務フロー図といった全職員に関わるデータについて、トップページからワンクリックで常時アクセス出来るよう構築しており、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。



- 機構内イントラ掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図った。

【令和元年度イントラ掲示板掲載資料】

- ・平成31年4月18日 「第12回内部統制委員会」
- ・令和元年5月22日 「第12回コンプライアンス委員会」「第15回リスク管理委員会」
- ・令和元年5月30日 「第9回情報セキュリティ対策委員会」
- ・令和元年9月10日 「第10回情報セキュリティ対策委員会」
- ・令和元年10月4日 「セクハラ・マタハラ・WLB研修」
- ・令和元年10月9日 「第13回コンプライアンス委員会」「第16回リスク管理委員会」
- ・令和元年10月17日 「第13回内部統制委員会」
- ・令和元年10月29日 「安全運転研修」
- ・令和元年11月6・7日 「クレーム対応研修」
- ・令和元年11月21日 「第2回内部評価委員会」
- ・令和元年12月19日 「第88回理事会」
- ・令和2年1月20日 「コンプライアンス研修」
- ・令和2年3月10日 「第14回コンプライアンス委員会」「第17回リスク管理委員会」
- ・令和2年3月19日 「第14回内部統制委員会」

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493

【年度計画】

別紙のとおり ※別紙の内容は次頁計画額のとおり

当該年度における取組

<予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況>

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける等、適切な管理を行った。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

○ 令和元年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	1,840
業務収入	611
補助金収入	116
受託金収入	1,108
負担金収入	2
長期借入金等収入	—
雑収入	3
繰越金受入	—
支出	1,840
固有事業	491
受託事業	951
その他事業	48
人件費	272
一般管理費	78

収支計画

(単位: 百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,812
経常費用	1,812
業務費用	1,458
固有事業	459
受託事業	951
その他事業	48
一般管理費	349
人件費	272
物件費	77
財務費用	5
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,845
経常収益	1,845
業務収入	611
受託収入	1,108
補助金等収益	125
財務収益	1
雑益	—
臨時利益	—
純利益	33
目的積立金取崩額	—
総利益	33

資金計画

(単位: 百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,264
業務活動による支出	1,785
投資活動による支出	—
財務活動による支出	78
次期繰越金	401
資金収入	2,264
業務活動による収入	1,840
業務収入	611
受託金収入	1,108
その他の収入	121
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期繰越金	424

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

○ 令和元年度予算執行状況（支出決定ベース）

令和2年3月末現在

（単位：千円）

科 目	予 算 額				執行済額	執行率
	令和元年度予算額		流用等	予算現額		
		うち前年度繰越額				
固有事業勘定	491,490			491,490	444,795	90.5%
再開発整備事業費	413,427			413,427	366,751	88.7%
業務外支出	78,063			78,063	78,044	100%
受託事業勘定	950,530	505,923	598	951,128	870,100	91.5%
移転補償事業費	919,733	505,923	598	920,331	856,399	93.1%
緑地造成事業費	30,797			30,797	13,700	44.5%
その他事業勘定						
住宅騒音防止対策事業費	47,493			47,493	35,059	73.8%
管理勘定	349,672		△598	349,074	334,933	95.9%
人件費	272,083			272,083	270,270	99.3%
一般管理費	77,589		△598	76,991	64,663	84.0%
合 計	1,839,185	505,923	0	1,839,185	1,684,886	91.6%

（注）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

該当なし。

【年度計画】

該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

該当なし。

【年度計画】

該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

平成30年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

令和元年度においては、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により生じた当期総利益について、独立行政法人通則法第44条1項に基づく積立金として整理することとしている。

【参考】

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2（略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5（略）

- 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成30年9月3日改訂）（抄）

第77 通則法第44条第3項による承認の額

1 利益の処分に係る書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。

2 利益の処分に係る書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

<参考>独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について

1 独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善していく必要がある。このため、下記(1)から(3)に示す要件を満たしていることを条件に、法人の主体的な活動を通して得た利益の一定割合を、独立行政法人通則法第44条第3項の定めるところにより、目的積立金として計上することを認めることとする。

(1) 年度評価結果等及び年度計画予算について

法人が主務大臣に経営努力認定の申請を行うに当たっては、通則法第32条第1項第1号又は第35条の6第1項第1号に基づいて主務大臣が行う前事業年度実績の評価の結果において、下記①から③の要件全てを満たしていることを要する。

① 総合評価がB以上であること

② 総合評価がBである場合には、通則法第29条第2項第2号から第5号又は第35条の4第2項第2号から第5号に定める事項に関するいずれかの項目別評価でA以上であること

③ 総合評価がBである場合には、通則法第29条第2項第2号から第5号又は第35条の4第2項第2号から第5号に定める事項に関する全ての項目別評価でC以下がないこと。

(2) 自己収入の獲得に係る活動について

自己収入から生じた利益については、下記①及び②の要件を満たしている場合には10割を目的積立金として認める。

① 経営努力認定の申請対象となる利益が、経常収益から生じた利益であること。

② 経営努力認定の申請対象となる利益が、過去（中期目標期間の年数）の平均実績を上回ること

(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

【年度計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。



当該年度における取組

主な取り組みとして、コンプライアンスに関する事例研究（職員間自由討論）を行い職員の意識啓発を図った。また、監事監査において指摘のあった内容を踏まえ、リスク管理委員会においても検討を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、関係する規程を改正しリスクの軽減に努めるなど、内部統制を機能させるための取り組みを着実に実施している。

① 内部統制委員会

＜内部統制委員会の開催＞

○ 理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

【 審議、決定事項等 】

- ・第12回委員会（平成31年4月）では、当該年度における内部統制推進の取組方針（1.内部統制に関する研修会の開催、2.コンプライアンスについて、3.リスク管理について、4.内部監査の実施、5.情報セキュリティ対策）について審議し、決定した。
- ・第13回委員会（令和元年10月）では、当該年度における内部統制推進の取組状況について中間報告を行った。
- ・第14回委員会（令和2年3月）では、当該年度における内部統制推進の取り組みについて報告を行った。

＜コンプライアンス委員会の開催＞

○ 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

【 審議、決定事項等 】

- ・第12回委員会（令和元年5月）では、当該年度の取組方針を決定した。
- ・第13回委員会（令和元年10月）では、事例研究の結果報告、コンプライアンスチェックシートの集計結果報告及びコンプライアンス研修の内容について検討、審議を行った。
- ・第14回委員会（令和2年3月）では、当該年度の取組について総括を行い、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンスの理解度チェック、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していくことを決定した。

【 主な活動 】

- ・令和元年6～7月にかけてコンプライアンスチェックシートによる全職員へのコンプライアンスの理解度チェックを行い、コンプライアンスの認識強化を図った。
- ・令和元年9月にコンプライアンス違反事例を議題とする事例研究（職員間自由討論）を実施し、各課における討論の場では活発な意見交換が行われ、コンプライアンス意識啓発の機会とすることができた。
- ・令和2年1月に外部より弁護士を招請しコンプライアンス研修を実施し、倫理チェックのフォローアップを行った。

＜リスク管理委員会の開催＞

○ 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

【 審議、決定事項等 】

- ・第15回委員会（令和元年5月）では、リスク管理表の再点検、安全運転研修及びクレーム対応研修の実施、PDCAサイクルの管理に取り組むことを決定した。
- ・第16回委員会（令和元年10月）では、発注者綱紀保持要領の改正に伴うリスク管理表及び業務フローチャートの見直しについて審議を行った。また、新たにリスク管理上影響のある案件について報告が行われた。

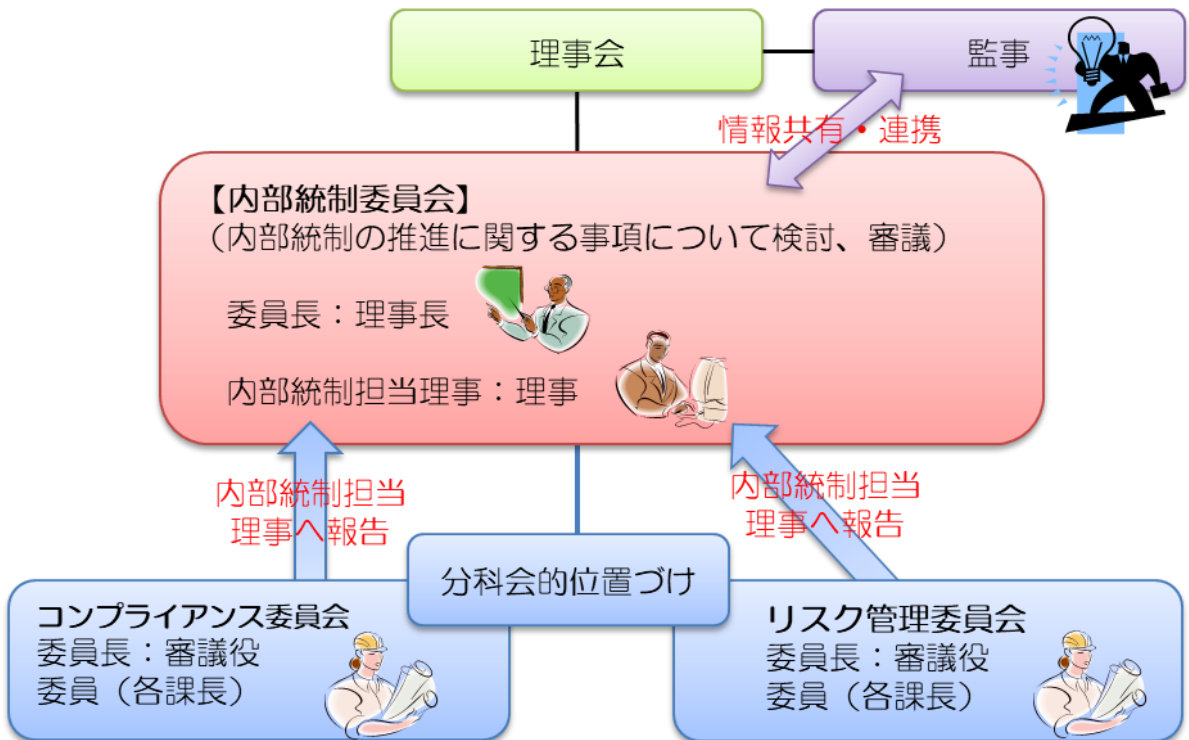
当該年度における取組

- 第17回委員会（令和2年3月）では、当該年度の活動について総括を行いリスク管理表の見直し及び安全運転研修について継続的に実施していくことを決定した。

【主な活動】

- 令和元年10月に博多警察署から講師を招き安全運転研修を開催し、飲酒運転防止や自転車の交ルール、交通法規の改正ポイントなどについて講習を受け、業務上及びプライベートでの交通安全意識の向上を図った。
- 令和元年11月に2日にわたりクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケートの実施）を実施し、機構職員の苦情対応能力の向上を図った。

【参考】内部統制の推進の組織体制図



当該年度における取組

＜業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）＞

- 令和元年6月に令和元年度第1回内部評価委員会を開催し、平成30事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 令和元年11月に令和元年度第2回内部評価委員会を開催し、令和元事業年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

② 職員研修の実施

＜外部講師等による研修の実施＞ ※16、17ページを再掲

- 各種研修を実施し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

また、外部機関が開催している研修（31研修）へも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

※研修名等は16、17ページに掲載。

③ 内部コミュニケーションの活性化

＜機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。また、原則毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）において、役員に対し審議役、各課長から事業の進捗状況及び実施予定並びに懸案事項等を報告するとともに、役員との意見交換を行ったうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図っている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【 参 考 】

理事会開催状況

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・第85回理事会（平成31年4月18日開催） | ・第86回理事会（平成31年4月24日開催） |
| ・第87回理事会（令和元年6月26日開催） | ・第88回理事会（令和元年12月19日開催） |
| ・第89回理事会（令和2年1月6日開催） | ・第90回理事会（令和2年3月19日開催） |

当該年度における取組

④ 内部監査

<内部監査の実施>

- 令和元年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。
- 具体的な監査内容の検討に際しては、指名した監査員の監査スキルの向上のため外部研修に参加させるとともに、準備のための協議を重ね、前回までの指摘事項に対する改善等の措置状況の点検の他、重点項目として、勤怠管理のルール及び実施状況について規程類どおり実施されているか、ワークライフバランス及びコンプライアンスの観点に着眼した監査を実施した。
- 監査実施にあたっては、内部監査員と監事において事前にディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえながら監査を実施した。

（監査実施日：令和元年11月18～19日）

- 【重点項目】 ・平成30年度内部監査改善計画等の点検（フォローアップ）
・勤怠管理のルール及び実施状況の点検他

- 監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該事業年度内に完結させた。

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

- 監事による平成30事業年度決算等監事監査を令和元年6月に実施し、通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組みを実施した。

【主な指導・助言に対する具体的な取組事例】

- ・起案簿への決裁日、施行日の記入漏れ対応
- ・再開発整備事業の賃料滞納者に対する方針を決定し改善
- ・発注者綱紀保持要領の改正

- 会計監査人による予備調査を令和元年12月、期中監査を令和2年3月にそれぞれ実施した。

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

当該年度における取組

＜機構における情報セキュリティ対策等に関する取り組み＞

【 情報セキュリティ委員会の開催 】

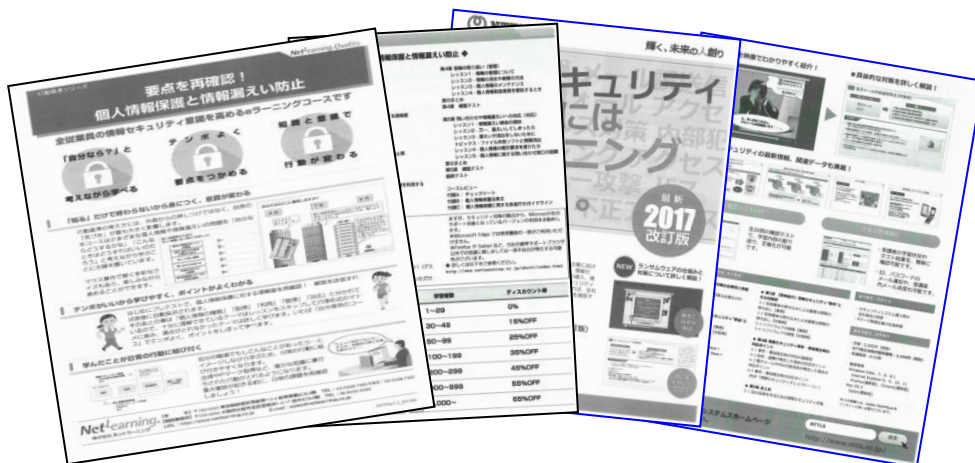
○ 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。（第9回令和元年5月30日、第10回令和元年9月10日、第11回令和2年3月2日）

【 主な活動 】

- 「情報セキュリティインシデント対処手順」について、職員の異動時期や年末年始などの長期休暇前にイントラネット等を利用し周知徹底を図った。
- 職員への情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、令和元年12月「機構情報セキュリティマニュアル」の配布及びイントラネット掲示板への掲載を行った。
- 機構情報セキュリティポリシーに基づき、令和2年3月「情報セキュリティに関する自己点検」を実施した。平成30年度に実施した点検結果より改善していることが確認できた。
- 情報セキュリティ管理体制強化対策として、ソフトウェア等の情報を自動的に収集する等のIT資産管理システム導入を決定し支援設計契約を行った。
- 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（一部改正）（平成30年10月22日総管第143号）」にあわせた「独立行政法人空港周辺整備機構の保有する個人情報の管理に関する規定」の見直し方針を策定した。

【 研 修 】

- 情報セキュリティ内部監査実施者に対し、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び監査法人が開催する研修及びセミナーに積極的に参加させ、監査員の知識向上に努めた。
- 機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として、情報セキュリティeラーニング研修を令和元年9月から12月にかけて実施した。全役職員が受講することにより、情報セキュリティ対策の意識向上を図った。
- 特に当該年度は情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISCが開催するCSIRT研修の他に国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を新たに受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行っている。
- 個人情報保護についても、国等が開催する研修会に積極的に参加し、情報収集を行い適正かつ円滑な運用を行った。



当該年度における取組

【 監 査 】

- 令和元年7月、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、指摘事項のうち以下の改修作業を行い、情報セキュリティ対策の改善を図った。
 - ・「機構ネットワークLAN」について、サーバ設定を改修し外部からの不正侵入を防ぐ等セキュリティレベルの強化を図った。
 - ・「住宅防音工事システム」について、機構ネットワークLANから分離し独自の閉鎖したネットワーク構成に改修し、保有する個人情報保護対策を強化することを決定した。
- 令和元年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施し、PDCAサイクルの運用向上を図った。
- 令和2年2月21日、3月5日、保有個人情報監査責任者が、監査項目点検表による点検を実施後、保護管理者による実地監査を実施した。■

[主な指導・助言に対する取組]

- ・住宅防音工事システムにおける安全性確保のため、詳細なアクセス記録を残すようシステムの改修。
- ・個人情報保護に係る教育研修は、令和2年度に実施する方針を決定した。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

①国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

当該年度における取組

①国及び関係自治体との連携

<連絡協議会等の開催状況>

- 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催し、平成30年度事業実績及び令和元年度事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただく等、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。

なお、例年3月に開催していた2回目については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として書面開催とした。

・1回目（令和元年8月30日）の議題

- (1) 平成30年度事業実績 (2) 令和元年度事業実施状況 (3) 令和2年度予算概算要求 (4) その他（平成30年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）

・2回目（令和2年3月27日）（書面開催）の議題

- (1) 令和元年度事業実施状況 (2) 令和2年度計画 (3) 令和2年度予算実施計画(案)

当該年度における取組

＜国及び関係自治体との意思疎通＞

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体（※）、機構）

開催日：平成31年4月19日

→事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めていただいた。

（※）関係自治体・・・福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町

- ・地域対策協議会総代会（福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング(株)、機構他）

開催日：令和元年5月12日

→地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。

- ・福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会（国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構）

開催日：例年3月に実施されていたが新型コロナウイルスの影響により中止となった。

- ・福岡空港公害対策協議会との事務協議（福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）

開催日：令和元年11月12日、令和元年11月22日

→公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

- ・福岡空港利活用推進協議会（福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構）

開催日：令和元年5月15日（総会）、令和2年3月30日（専門委員会：書面開催）

→福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進する会議に出席し、情報の共有を図った。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

当該年度における取組

② 広報活動の充実

＜ホームページでの情報提供＞

- 平成30年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和元年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

【令和元年度におけるホームページの公表内容】

■独立行政法人通則法に基づく公表

- ・R1.6.28 平成30事業年度業務実績報告書
- ・R1.6.28 平成30事業年度自己評価調書
- ・R1.6.28 平成29事業年度評価結果の反映状況
- ・R1.6.28 令和元年度計画の変更
- ・R1.6.28 役職員の報酬・給与等の水準の公表（平成30年度給与水準）
- ・R1.8.2 令和元年度計画の変更（1回目）
- ・R1.8.26 平成30事業年度事業報告書及び財務諸表
- ・R1.10.9 平成30事業年度評価調書
- ・R2.1.8 令和元年度計画の変更（2回目）

■各種事業

- ・H31.2.15 住宅防音工事における申込締切日と工事スケジュールのお知らせ
- ・H31.2.15 住宅防音工事における説明パンフレットの掲載（2019年度版）
- ・H31.4.22 空調機器更新工事における申込締切日のお知らせ
- ・H31.4.22 空調機器更新工事における申込書類、手引き等の掲載（2019年度版）

■契約関係

- ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・環境物品等の調達の推進を図るための方針
- ・令和元年度公共工事の発注見通し
- ・令和元年度契約監視委員会の概要
- ・令和元年度調達合理化計画
- ・契約結果の情報 等

＜ホームページの更新＞

- ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。

【改修内容】

- ・空調機器更新工事ページに掲載している助成申込書に記載例を新たに追加した。



当該年度における取組

- ・移転補償のできる建物等と買い入れのできる土地について、詳細の問い合わせ先を追加した。

3 移転補償のできる建物等と買い入れのできる土地

建物等については、第二種区域（第三種区域を含む。）の指定の際に、現にその土地の上に存在した建物等が補償の対象となります。
土地については、次のいずれかに該当する物件が対象となります。

①第三種区域にあつては、すべての土地

②第三種区域を除く第二種区域にあつては、宅地（区域指定の際に既に宅地であつたものに限ります。）及び建物の移転補償を受ける人が、その移転により、その人が従来利用していた目的どおりに利用することが著しく困難となる土地【※詳細は補償課へお問い合わせ願います】

4 移転補償金の内容

- ・「地域との連携」ページを作成し、「空の日や出前講座など」の活動を掲載した。

地域との連携

独立行政法人空港周辺整備機構は、空港周辺住民を始め関係の方々の一層のご理解をいただくために、地域の方々の声に耳を傾け、今後とも、国や地方公共団体との連携を回りながら、「空港周辺住民の方々の生活環境の改善と周辺地域の発展」のため、事業に取り組みます。
また、空港と周辺地域との共生に資するため、地域の方々へ広報活動や啓発活動を通じて、空港周辺対策への理解を深めていただくよう取り組んでおります。

[> 義務教育機関等の関係へ](#)

News

2.2.6

福岡市立度田小学校を訪問し、5年生（56名）を対象に、スライドや教材による出前講座を実施しました。

1.12.6

福岡市立月隈小学校を訪問し、5年生（87名）を対象に、スライドや教材による出前講座を実施しました。

1.9.9

令和元年9月7日に福岡空港で開催された「空の日」のイベントで、乗場書ベンチフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行いました。

- ・「公表資料TOP」ページの最下段にあった「附帯決議等をふまえた総務省通知」に基づく情報公開の内容を切り取り、新たに単独ページを作成し、情報発信を強化した。

附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に関する附帯決議」（平成26年5月23日衆議院内閣委員会）。（平成26年6月5日参議院内閣委員会）をふまえ、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、関連法人への再就職の状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途及び資産保有状況に関する情報等について公開しております。

(1)業務内容別の職員数



平成31年1月1日現在

(2)運営費交付金の使途

○ 運営交付金債務及び当期振替額等の明細

該当なし

○ 事業等のまとまりごとの予算の残高及び執行実績

該当なし

<パンフレットの配布>

- 事業概要パンフレット3,000部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

<自治体広報誌への情報掲載>

- 住宅騒音防止対策事業の助成について、また、移転補償事業についても、それぞれ関係自治体の広報誌に掲載を行った。
- さらに、住宅騒音防止対策事業の「手引き」及び「チラシ」を関係自治体窓口において配布するとともに、更新工事の「手引き」及び「チラシ」は福岡市の共同利用会館へも配布した。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

当該年度における取組

③ 地域への啓発活動

＜環境学習や見学の実施＞

- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の市町村に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう出前講座等の資料やこれまでの取組を紹介し、機構が積極的に対応することを周知した。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、空港近隣の中学校、小学校、教育委員会に対し校外学習・総合的学習等での機構の活用を依頼し、福岡市博多区の小学校2校において出前講座を令和元年12月6日、令和2年2月6日に実施した。



【出前講座の様子／R2.2.6】

＜啓発活動の実施＞

- 福岡空港で開催された「空の日」のイベント（令和元年9月7日開催）に参画し、イベント来場者へ機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。



【空の日イベントの様子／R1.9.7】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

④ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

当該年度における取組

④ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- ホームページに機構への「ご意見・ご提案」及び「お問い合わせ」窓口を設けている。また、機構のパンフレットの裏表紙に「ご意見等について」を大きく表示し、関係自治体の住民窓口において住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行っている。
- 自治体情報誌への広報掲載等により頂いたご意見や問い合わせを踏まえ、住宅騒音防止対策事業の手引きを改善した。
- 平成26年度より引き続き、移転補償事業の可否に関する照会があった際に、同制度を知った理由の聞き取りを行っている。



独立行政法人
空港周辺整備機構

お問い合わせフォーム

HOME > ご意見・ご提案

ご意見・ご提案

空港周辺整備機構では、皆様からの意見、ご提案を募集しております。
皆様からお寄せいただいたご意見等は、今後の事業運営の参考にさせていただきます。
ホームページに関するご意見などもお寄せ下さい。
ご意見等はFAX、お手紙でも受付けております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」で入力してください。

▼ご意見、ご提案の内容

▼お名前とメールアドレス

※お名前希望の方は入力する必要はありません。
※国庫をお求めの方はご入力ください。

お 名 前

E-mail



独立行政法人
空港周辺整備機構

お問い合わせフォーム

HOME > お問い合わせ

お問い合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お寄せをお待ちください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付けております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」で入力してください。
※国庫は、必ずご入力ください。

お問い合わせ区分 ☒ ご質問 ☐ 商情 ☐ その他

お 名 前 姓 名

フリガナ 姓 名

ご 住 所

年 齢

性 別 ☒ 男性 ☐ 女性

E-mail

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

当該年度における取組

① 研修員の受入れ

<研修員の受入れ>

- 福岡空港の民間委託に伴い、国から受託している事業を継承するため、平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。
- 平成30年度に作成した研修計画に基づき、平成31年4月から地域振興課にて、住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地整備事業について、令和元年10月から補償課にて、土地価格等の算定・移転補償契約書（土地、建物）の作成・土地登記（所有権移転）関係書類の作成等、移転補償業務について機構業務の習熟を行うため、実務研修（OJT）を行った。
- 大阪航空局をはじめとする関係官庁・関係機関への業務調整及び研修会にも積極的に参加し、受託事業の理解にも努めている。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

② 業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

【年度計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

当該年度における取組

② 業務の可視化パターン化の推進

<業務フローチャート等の作成>

- 業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行うとともに、内部監査において提案のあった内容も踏まえ見直しを行った。
- 令和2年3月末時点で、機構全体で51業務（内訳：総務系21、再開発整備事業系15、住宅騒音防止対策事業系5、移転補償事業系7、緑地造成事業系3）のフローチャートを作成している。
- 将来の円滑な事業承継に備えて、業務フローチャートの見直しに取り組んでいく。

〔業務フローチャート〕

[業務プロセス]						フロー№0リスク記号				分類1	予算
						1	▲	分類2	支出業務		
								部署名	総務課	更新日	2019/7/26
審議役						業務概要					
・・・課長		・・・担当		・・・担当		担当課		相手先			
⑤		④		③		②		①			
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室		・・・課長室			
・・・課長室		・・・課長室		・・・							

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし。